

反戦情報

2017・7・15 No.394

2001年2月9日第3種郵便物認可 第394号
2017年7月15日発行（毎月1回15日発行）

都議選歴史的大惨敗の首相、改憲は諦めず



東京都議選で過去最低を下回る歴史的大惨敗を嘆き、記者会見での表情も虚ろな安倍晋三首相（7月2日 午後9時すぎ）

〈巻頭言〉 何故、かくも横柄・傲慢不遜？	2	〈論壇〉 権力とメディアー安倍政権の際だったマスコミ「戦略」 立山 紘毅 17
〈インタビュー〉 ■「共謀罪」強行／森友・加計問題／「20年、改正憲法施行」表明 安倍政権の止まらぬ暴走をどうみるか	3	〈エッセイ〉 大学設置審議会ー学者がガードする最後の学問ゲート 豊旗 梢 20
小森 陽一	3	〈岩国から〉 岩国市長の米艦載機移転容認に市民団体が抗議 艦載機移駐に伴う岩国市の基地外居住問題・再論 本田 博利 23
〈9条の会活動から〉 =日本国憲法施行70年「九条の会」講演会= 憲法破壊の政治をやめさせよう！（続） －東京・杉並公会堂に全国から1100人参加、アベ政治糾弾－	10	〈読者の広場〉 沖縄ツアーに参加して （映画の世界177） 『風の輝く朝に』
〔講演要旨〕 伊藤千尋／伊藤真／内橋克人／清水雅彦／山内敏弘		湯元 一裕 26 鈴木 右文 27

7月2日、日本全国民注視のな

か投票開票された都議会議員選挙。

事前の世論調査では、小池百合子都知事率いる「都民ファーストの会」が優勢なものと予想されるが、支持率は減少しており、対立する自民もある程度、議席確保ができるのではないかと予測もあった。

だが、蓋を開けてみると、自民は予想以上の大敗。これまで最も低かった2009年の38議席をさらに下回る史上最低の23議席（告示前＝57／全＝127）に沈んだ。中央とは捻じれた都議選での自公共闘の崩れも勿論、大きく響いたのは確かだが、何よりも安倍晋三政権の傲慢不遜・政権私物化ぶり、問答無用の独裁政治ぶりが目に余ったからだった。



安倍首相／菅官房長官／萩生田官房副長官

一昨年の安保法制のときも最後

は「問答無用」で押し切ったのが、成立直後、「国民への説明が足りなかつたかも……」と、「反省」の素振りを見せた。だがそれも「素振り」だけ。稀代の悪法「共謀罪」法案は、国民の圧倒的多数がまともな理解のないまま国会法務委員会審議をすっ飛ばす「中間報告」なる「禁じ手」で強行成立させ、民主主義の最低限の「形」さえ破

見当たらない。

あげればキリがないが、森友・加計学園問題。殆ど「動かぬ証拠」

何故、かくも横柄・傲慢不遜？

壊したこと、記憶に新しい。「反省」という言葉と安倍晋三という固有名詞ほど無縁なものはほかに

と誰もが思う「告発」を「怪文書」扱いし、勇気をもつて訴えた人物への人格攻撃をおこなつて平氣とばかり、JR秋葉原駅前での唯一の街頭演説で、聴衆の中から「安倍やめろ！」の一斉コールがおきて狼狽した首相が「こういう人たちに負けるわけにはいかない！」と絶叫した場面があつたが、国会で質問者や野党議員に下卑たヤジを何度も飛ばした首相は誰だった？

しかし問題は、安倍晋三（内閣・政権）がなぜここまで傲慢不遜、横柄なのか、その理由だ。生い立ちや経験という「個人的資質」の問題も勿論だろうが、誰もが呆れるほどの国会軽視、説明責任放棄、問答無用ぶり——それは国権の最高機関たる国会を徹底的に侮辱、陵辱することなのだが、その目的は何か？ 今号、小森陽一氏インタビューをご覧あれ。（編集部N）



下村自民党幹事長代行／稻田防衛相／金田法相

■「共謀罪」強行／森友・加計問題／「20年、改正憲法施行」表明

安倍政権の止まらぬ暴走をどうみるか

小森 陽一



インタビューに答える小森教授

【質問事項】

前回「インタビュー」から半年以上が経ちました。この間、内外の情勢は大きく変化しました。そのなかで安倍晋三内閣の暴走は、いよいよ国民の我慢ならないところまで来たよう

に思います。以下の諸問題について、ご意見をお伺いします。

1. 今国会最終段階で自公維3党は、稀代の悪法・共謀罪法案を、法務委

員会審議をすっ飛ばし参院本会議への「中間報告」という形で強行採決に持ち込み、無理やり成立させました。戦前の「治安維持法」とも比較されるこの治安弾圧立法を強行成立させた安倍内閣の狙いはなにか、ま

た国民と民主主義を愚弄したこの法案の審議過程は何を示しているのか、今後、どう闘いをすすめるべきか？

2. 今国会中に暴露された問題として新たにあげられるのは、安倍晋三の政権私物化とも言うべき腐敗した政治です。森友学園問題、加計学園問題に見られるような、安倍晋三の

3. 改正を実行して「新憲法」を施行したいと表明したことです。その内容は、憲法9条に自衛隊を位置づける3項を追加するというものです。そ

のため、「改憲原案」を自民党内で

は、憲法9条に自衛隊を位置づける

5. 最後に、安倍晋三内閣の暴走に

対する国民の怒りは沸点に来ている

ように思います。この政権を打倒す

る国民の共同闘争の構築が急務です

が、運動の指向性など、どうお考え

ですか？

…

6. 今国会終了後の内閣に関する各

部両教授（朝日）対談）と批判され

て然るべきだと思います。この問題

種世論調査で、安倍内閣の支持率が

員会審議をすっ飛ばし参院本会議へ

をどう見られますか？

直近の調査に比べて10%程度、急落

しました。支持率40%前後で、不支

持が支持を上回った調査もありあ

りました。この要因について、どう

見られますか？

0年、東京五輪開催の年までに憲法改正を実行して「新憲法」を施行したいと表明したことです。その内容は、憲法9条に自衛隊を位置づける3項を追加するというものです。そのため、「改憲原案」を自民党内で早急に議論して決定（秋の）臨時国

会中に「衆參憲法審査会」に提出したい旨、6月24日の産経新聞系団体主催の講演会で表明しました。この問題について、どう評価し、どう対応してゆくべきとお考えですか？

■治安弾圧立法「共謀罪」何故この時期に強行？

まず戦前の治安維持法を彷彿させる治安弾圧立法としての「共謀罪」を、なぜこの時期に強行成立させたというと、直接的には改憲のため

に「権力のマフィア化」（杉田、長谷

部両教授『朝日』対談）と批判され

て然るべきだと思います。この問題

種世論調査で、安倍内閣の支持率が

の国民投票対策です。この改憲国民党運動にどう権力が介入していくのかにターゲットがしばられていました。改憲手続法の問題と不可分に事態は動いているというところを見据える必要があります。

改憲手続法については、多くの人たちがその中身のひどさについては忘れてしまっているのですが、定足数を定めていないので投票した人数の過半数で改憲は決まってしまします。そこでどのような改憲運動を改憲勢力が行い、それに対する批判や対抗する運動にどう圧力をかけてつぶしていくのか。そのことの全体についての想像力をもつて、今回の「共謀罪」と呼ばれてきた「草の根運動弾圧法」を見定める必要があると思います。改憲のための国民投票で使うことが狙いだつたから、あれだけ急いだのだと思います。

5月3日の憲法記念日の「日本会議」の集会でのビデオメッセージによる安倍改憲発言と国会での尋常ではない急ぎ方が結びついて展開していったのだと思います。安倍政権による政権私物化に対する批判がこれ以上高まつてしまふと、改憲は非常に厳しくなります。それが法務委員

会採決も絶ずに「中間報告」という禁じ手を使って国会の会期内になにがなんでもあげてしまうという暴挙となつたのです。このことの中に、安倍政権がどこまで追い詰められているのかが表れています。

国民が、「テロ等準備罪」という法律の名に「まかされ、その化けの皮がはがれない段階での「騙し討ち」、それが今回の参議院本会議での「中間報告」にもとづく強行採決です。

安倍政権が加計、森友問題で追い詰められて、そのことによって改憲が不可能になることを避けるため、当面の評判だとか、都議選でもかなり自民党が負けることは明らかなのだけれど、その「犠牲」も含めて、このあとの改憲作業の方を重視しています。いくという安倍晋三の選択だつたのです。そして改憲国民投票時の草の根からの様々な反対の国民運動をどう萎縮させて弾圧していくのかがねらいです。あの法律が通つたあと、内田樹さんがTBSのインタビューに答えて言つてはいましたが、内田さ

れども、そのことによって改憲が対抗する運動にどう圧力をかけてつぶしていくのか。そのことの全体についての想像力をもつて、今回の「共謀罪」と呼ばれてきた「草の根運動弾圧法」を見定める必要があると思います。改憲のための国民投票で使うことが狙いだつたから、あれだけ急いだのだと思います。

このあと改憲作業の方を重視していくという安倍晋三の選択だつたのです。そして改憲国民投票時の草の根からの様々な反対の国民運動をどう萎縮させて弾圧していくのかがねらいです。あの法律が通つたあと、内田樹さんがTBSのインタビューに答えて言つてはいましたが、内田さ

れども、そのことによって改憲が対抗する運動にどう圧力をかけてつぶしていくのか。そのことの全体についての想像力をもつて、今回の「共謀罪」と呼ばれてきた「草の根運動弾圧法」を見定める必要があると思います。改憲のための国民投票で使うことが狙いだつたから、あれだけ急いだのだと思います。

■国会の権威、徹底的にコケにする安倍晋三の狙い■

どう考へても説明責任を果たしえないような人物を大臣にすえ、しかも大臣の答弁を、しようと思つて手を上げた大臣を首相が、国会の議員の面前でやめさせるということもありました。そこにも現れているように、「国会で審議をする、もし審議の中で様々な問題が出てきた場合は、与党も含めて考えなおす、熟議の場であるところの国会、国権の最高機関である国会」、この国会の憲法上の位置、つまり行政や司法に優先する國權の最高機関であり立法府としての国会の憲法上の位置を著しく失墜させ、ゆがめ、その権威を奪うといふことがねらわれています。つまり法律が通つて、いわゆる護憲派にいら

だちを覚えている改憲右翼のネット上でのバッティングが一気に強まつたわけです。ということは弾圧法に基づいて、自分たちは好き勝手に発言がはがれない段階での「騙し討ち」、それがはがれない段階での「騙し討ち」、安倍政権がどこまで追い詰められて、そういう空気が一気に流れることのないように、この法律の本質が現れていると思います。

つまりこれから改憲案を国会の三分の2で発議しなければならないわけです。改憲発議をする国会において、実は今回の5月3日の安倍晋三発言の最大の問題は、自民党総裁が党の改憲草案を反故にしたところにあります。2012年に野党であった自民党が改憲勢力を味方につけて野党から与党に復帰するために、自民党が党をあげて自民党改憲草案を作つたわけで、その中では前文も書き直し天皇を中心とした国家にする、それこそ「日本会議」が求めているような国家像を前面に出した改憲草案を作つたわけです。これを党にもはからず、^{かげん}総裁が草案を否定して、「9条3項加憲」を打ち出す——政黨としての自由民主党の党内民主主義そのものをふみにじる、実は大変重大な暴挙だったということです。

けれど自民党そのものがその暴挙に怒つていなかつた。国会が終わつて昨日の段階になつて、石破茂氏が、

「あれは党内の議論を無効にするものであつて、それは許されないことだ」と、ようやく発言しました。石破茂という政治家自体が、この段階にならないとこのことを言えないといふ、そこに、行政権力が国会を国民の目前でとことん軽視して、国会の権威をコケにし、「議論する場、熟議する場」としての参議院を蹂躪しつくしたことが示されています。

全体が憲法体制に対する攻撃なのであります。主権在民に対する攻撃であり、凌辱なのです。日本国憲法前文第1文が、土足で踏み躡られたつまり国會議員を通じて私たち国民が政治的行動をすることが無駄だということを、行政権力が主権者である国民に突きつけた暴挙だつたと思います。

■首相の政府・国家私物化

行政権力である総理による政府と国家の私物化が行わされているわけであります。同時に森友学園問題、加計学園問題は、文部科学省マターであり、教育問題であるということです。ここにやはり歴史的に安倍政権の担ってきた役割と、そこに寄生して利権をそこから搾り取ろうとする人々が

どういう関係なのかということが現れています。それは改憲をすすめる「日本会議」がどういう勢力をベー

スに活動をしているのかということとも関連します。つまりそれだけ文部科学省に対して陰に陽に持続的な攻撃が加えられ、事実上、ここで言われている安倍晋三、およびその周辺の右派政治家によって(萩生田と)いうのは安倍の一の子分ですから)政治が私物化されている。政治が私物化されているということは、明らかに政治による教育の「教育勅語体制」化、それがどういう人的配置で行われているのかということを、如実に示す事件があつたということを、認識する必要があります。

森友学園問題が、あれだけテレビ報道されるようになった最大のインパクトは、「教育勅語」を奉読せられる幼稚園児たちの姿と声でした。それと連動して「安倍総理」がんばれという個人崇拜のさけび声をあげさせられていることでした。そのことに對する多くのテレビ聴視者の驚きと怒りが結びついていきました。それと都合の悪いものはトカゲのしつぽ切りをするという、その後の権力の残酷さと悪辣さ、それが見えて、

は不可分だつたわけですから、そことつながる「国家のためにすんで命を投げ出す若者たちを教育の場でつくつていく」、それが今回の文科省を舞台にした内閣府による一つの省庁の行政の内閣総理大臣による私物化の問題だということをおさえます。

第一次安倍政権が、まず最初に何

をやつたか? 教育基本法の改悪です。そこに愛國心を入れる、まさに来年度から道徳が教科化されて採点(評価)をされるというふうに義務教育現場でなつていくことと直結しているわけです。教育基本法を2006年の年末に改悪して、丸十年経つたわけです。丸十年というのは、つまり小学校と中学校、日本の義務教育は全部、教育基本法改悪体制の中で行われて、それを受けてきた子た

——、教育勅語体制と軍人勅諭体制を肯定する——だからまさに「共謀罪」が治安維持法体制を再来させることと連動していますが

——、教育勅語体制と軍人勅諭体制を肯定する——だからまさに「共謀罪」が治安維持法体制を再来させるとつながらる「国家のためにすんで命を投げ出す若者たちを教育の場でつくつしていく」、それが今回の文科省を舞台にした内閣府による一つの省庁の行政の内閣総理大臣による私物化の問題だということをおさえます。

第一次安倍晋三政権で教育基本法を改悪して、その勢いで改憲手続法としての国民投票法を自公で強行採決していった、その2006年から11年間のすべての帰結が「5・3安倍発言」だというふうに考えなければなりません。

だから教育基本法を改悪した10年間で文部科学省という省庁が、どこまでも首相のいいなりになる、つまり国民の教育だとか、とりわけ個人の良心の自由だとか、そういうことを守らなければいけない省庁であるにもかかわらず、それが首相の言いなりになる。そこに大学における軍事研究が防衛省の予算で行われにくことも運動して、日本の教育が

倍政権へと、一貫した政治動向のもとにシフトされていることがわかります。そこに私たちは目を向ける必要があります。

■安倍晋三「5月3日発言」、

任期中改憲実現への執念

すべての問題が、「2020年には新憲法が施行されている」という憲法施行70年の5月3日安倍発言に結びついています。だから5月3日安倍発言は、様々な政治的な仕方はあつたのだけれども、最短距離で自らの任期中に憲法を変えるという、実は2006年の第一次安倍政権で提出した目標を、ついに実現をはかるということになるわけです。

私たちとしては、どのような日程になるのかということをしっかりとおさえた上で、改憲策動に対応していかなければならない。2020年東京オリンピックまでに新憲法が施行されているということは、国民投票はその前に行われるということです。発議はいつなのか、ということです。改憲勢力が3分の2をもつている衆議院の任期が2018年の12月までですから、そこま

でに発議はやつてしまふということです。そして国民投票ということになります。国民投票と総選挙を一体のものとしてやるという話を出しているとすると、2018年の12月が任期切れということですね。発

議もするし、国民投票もやるとすると、国民投票には国民投票法でそれなりの期限があるわけですから、最高180日だつたと思いますが、そういう改憲キャンペーン期間というものを置いて、実際の投票があるわけです。ということを考えると衆議院選と一体となるのか、その前倒しで発議が行われる、そうすると決戦は来年2018年ということになります。

は、「勝負の年」になることは明らかです。

■自衛隊認知「9条3項 加憲」論の危険性

公明党が一貫して主張してきた、「今憲法は変えないで、自衛隊の存在を認める条項を加えるだけです」という、「加憲」に安倍改憲がシフトしました。もはや「公明党には文句は言わせない」つまり、自民党的な草案をすべて否定しても公明党を優先する路線を選んだわけで、ある意味、自民党總裁としては自らの党を否定するところまで、安倍晋三はやつてゐるわけです。

だから、5月3日に安倍晋三は、なんとなくあのようなビデオメッセージを出したのではなくて、考えに考え抜いて、そして政治スケジュールを含めた形で、何をどのように進め行くのかという、へうらをとつた形での「5月3日発言」だったのだ

ということが見えてくると思います。その理由は2015年の、私たちが憲法9条違反の「戦争法」と言っている「安保法制下」において、明らかに国民的運動に支えられた9条

2項が、自衛隊の海外における武力行使、すなわち戦闘行為につながる行動を抑えた、武力行使をできなくなさせたということがいちばん大きいと思います。それが、自衛隊の南スーダンからの5月いっぱいの撤退に繋がったのだといえます。

ここに9条2項の重さが示されています。「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」という戦力不保持の原則、つまり、「現在保有している自衛隊は戦力ではない」という規定(これは、当然それまでの歴代自民党政権が繰り返し述べてきた「自衛隊は自衛のための最低限度の実力である」)勿論護憲勢力にとっては欺瞞以外の何物でもない国会答弁だったのだけれども——という規定、長い間国会で続けられた答弁において使われてきたこの日本語が、9条2項を背負つて自衛隊の海外での武力行使を許さないだけの重みを持ち、そして現在もなお持つているのです。

国会の役割を軽視し国会での議論を軽んじて無効化するという今国会での安倍政権の一連の暴挙、つまり「共謀罪」問題や森友・加計学園問題での安倍晋三内閣に対する憲法の

力の発動の問題と結びついているのです。

国権の最高機関である国会における歴代自民政権の答弁が、「自衛隊は戦力ではなく実力なのだから、海外において武力行使はできない」と自衛隊を縛り、実際に戦闘状態にあると認めざるをえない南スーザンからは自衛隊を撤退させなければならなくなつたのです。ここに、憲法9条2項が、2015年に強行採決された、2014年7月1日の「集団的自衛権を容認する」閣議決定に基づく憲法違反の法体制としての「安保法制」を縛つている状況が現れています。9条2項における、自衛隊という組織が「戦力ではない」という規定が決定的な縛りになつていて、主権者である国民が憲法を掲げて自衛隊を縛つた、いや自衛隊員の命を守つたということが明らかに示されました。

2015～16年の安保法制反対運動——これは日本の憲法史上において特筆すべき大きな運動だつたわけですが——、憲法9条2項が、法によつては破ることができないといふ、憲法の力を主権者である国民が憲法を行使することで発揮させた運

動だつたと思います。

憲法が施行されて70年、つまり国民が主権者となつて70年、ここまで強力に、国民の主権者としての力によつて憲法違反の法律を無効化したというのは初めての経験です。ここに憲法とりわけ9条が生きているとの証があるわけです。

その憲法9条2項の力を無効化する、というのが安倍政権の狙いで、それが自衛隊を9条に位置づける3項を追加するということの、本当の意味なのです。この3項を追加するということは、繰り返し報道されたように、憲法違反の集団的自衛権行使を容認する前後に、「日本会議」の中心メンバーから言われてきたことなのです。ここが大事です。つまり、ギリギリのところでの閣議決定による集団的自衛権行使容認と、それを実際の法体系において実行する、つまり海外で武力行使できる軍事組織に自衛隊を変質させるところまで9条2項で縛られているということを「自衛軍を保持する」ということを明記する、ということでした。非常に単純に「自衛隊を軍にする」ことが図られました。「一点突破」の態勢だったのです。けれどその時、小泉を「日本会議」のメンバーは自覚しました。9条3項に、戦争法制によって変質した自衛隊という組織の名

前を書き込めば、9条2項を失効させることができるという謀略が「日本会議」のメンバーによつて構想されるわけです。これが新聞等で紹介されている「日本会議」メンバーたちの発言のねらいです。

日本国憲法9条1項、2項に、3項——どういう文面になるのかは別にして——で「自衛隊を保持する」ということを付け加えるということは、その自衛隊という組織の背後にあ、まさに戦争法制としての安保法制全体がくつしていくということになるからです。それは安保法制の諸規定を憲法に書き込んだのと同じことになるわけです。

繰り返しになりますが、このことは「安保法制」に全部、詳細に書き込まれ、その文言がかつてイラク戦争の時に国会を通過させられた戦争法体制としての「武力攻撃事態対処法」の改悪にも書き込まれています。自民党がかつて憲法改正草案に書き込んだ文言は、「安保法制」の中心に全部書き込まれています。それを実践する「自衛隊」という組織名を憲法に書き込めば、あれこれ言わなくとも、全部そこに入つてるのでですから、9条2項は無効化されます。

動、つまり「国際平和を維持するための」米軍との共同行動という文言が入つていたのです。当然のことながら、2012年の自民党政案のなかには、「自衛軍」という、なんとなく消極的な軍の名称ではなく「国防軍を保持する」という文言が、廃止される9条2項に代わつて明記されています。同時に「国際平和を維持するための国際的に協力した活動」も明記されているのです。そこを明言しないとアメリカ軍との共同行動が出来ないからです。

法体制としての「武力攻撃事態対処法」の改悪にも書き込まれています。自民党がかつて憲法改正草案に書き込んだ文言は、「安保法制」の中心に全部書き込まれています。それを実践する「自衛隊」という組織名を憲法に書き込めば、あれこれ言わなくとも、全部そこに入つてるのでですから、9条2項は無効化されます。

こういう国民騙しの、非常に汚いやり方で、かつての自民党がやろうとしていたことを、「自衛隊」という

組織名に全部組み込んで、国民の疑念や恐れや意識を封殺しようしているのです。改憲の対立点は何だったのか、全部みえなくさせることができない、そういうやり方が「9条3項加憲」案なのです。「公明党が言つていたことだから大丈夫だ」とかいう話では全くありません。この点を草の根の運動で明確にしないと、この闘いには負けます。

いろいろ自民党内で議論をしながら、このやり方の汚さです。先日の石破発言も、「せっかく自民党が頑張ってきたのに…」といったことを言つていますが、実際の戦略・戦術的には、「9条3項加憲」案が最も突破可能なやり方ですから、どれだけ危険なことになるのかということを、今の「自衛隊」という組織名に組み込まれた、2005年、2012年の歴代自民党政権文案の危険性と「9条3項加憲」の関係を国民に正確に知らせていかないと発議されてしまうと思います。

だから、秋の臨時国会中に衆参憲法審査会に提出する、つまり2017年にそれをやらないとダメなのですから、2018年に国会で発議するところまで持っていくというの

が政治日程になるですから、これを一つ一つ潰してゆく。つまり、今回の「共謀罪法案中間報告強行採決」というのは、「国会ではもう熟議しない」、「憲法改正という決定的な事態であるにもかかわらず、国会で熟議しなくていい」という事前の雰囲気を醸し出そうと言うわけで、今回の中間報告強行採決でそれを実験したわけです。

私たちは2017年後半と、2018年に、国会や憲法審査会でとことん、どういう議論がなされるのかに注目することが必要です。そして、そこに国民の意志を反映させる、数々に押し切らせない、そういう「改憲発議阻止」の運動が、国会の外で決定的に重要な役割を果す。

現在の勢力配置で突破してしまおうというのが、安倍政権の基本的な狙いですから、今回の「共謀罪」法案でやつたようなことが、憲法に対する必要がある。私たちとして、憲法の審査に對して、憲法の発議を巡る準備段階でねらわれていることも、改めて、注意を喚起する必要があります。私たちとしていることは、毎回毎回、怒りの記憶を呼び起ししながら反対の声を増幅させていくことが重要です。

落ちない内閣の支持率 支えるのは誰、何故？

安倍内閣の支持率は10%急落しているけれども、依然、40%前後の支持率を保持しています。非常に高い。落ちない。どこが支えているのかと、いうと、若い層です。教育基本法を改悪して「愛国心教育」も教科化し——公立学校の中で、入学・卒業式で日本の丸・君が代を徹底させるという20年越しの攻撃を含めて——10年間おこなってきた教育への攻撃と、若い層の安倍内閣支持というのは、明らかに関連していく、それはやはり現実なのだと言うことを、私たちはしっかりと押さえなければなりません。

ここで、4つの観点が必要です。ひとつは、安倍政権のもとで、経済が良くなっているという幻想です。若い層の場合は「就職率がいい」とかいうところで、あたかも「安倍政権のおかげ」的な思考になつてゐるところがありますが、そこには幾つもの騙しが入つてゐる訳です。就職率の問題でいうと、若年労働力というものは少なくなつてゐるわけで、こしながら反対の声を増幅させていくことが重要です。

例えば現在の大学です。もう何が何だかわからなくらいたくさんの人前を付けられた形での非正規短期雇用の教員や職員が増えています。これに象徴されるように、安定した雇用を日本社会の中で、とことん壊し続けてきたのが、小泉政権のもとでおこなわれた「規制緩和」政策の

けですから、安倍政権の成果でもなんでもなく、日本社会が抱える構造的な問題で、「自分たちの世代の就職率がいい」ということを考えるのではなくて、なぜ自分の父や母たちの世代が子どもを産めなくなつたのかということ、つまり日本社会が「少子高齢化」になつたことは、誰に責任があるのかということを、真剣に若い世代と議論し、その責任を明確にしていく必要があるわけです。

2つ目の観点です。今の18歳の子たちが生まれたのは1999年なわけです。その時期から日本の経済はどうなつたか？ 日米安保条約体制におけるアメリカの問題です。日米安保条約第2項で、アメリカの経済要求を日本が受け入れて、日本の独自の経済の在り方を全部、「規制緩和」という形で壊してきた結果の現在の状況です。

今日までの継続なのであつて、今の若い人たちが生まれる頃、お父さんやお母さんが安心して子どもを産めなくなる社会をつくった責任が誰にあるのかを、しっかりと考え方が必要です。大人は——というか、40才以上の大、當時すでに選挙権を持つていた大人です——若い人たちに、誰の責任で今、こうなっているのかを改めてもう一度問い合わせます。20年前、日本の社会の在り方をここまで変えてしまう政権に、付和雷同的につけてきた責任を改めて考え直せということです。

3つ目の観点です。アメリカの軍事的要求に応えるためにこそ「9条3項加憲」が行われるのだということを、若い世代に明確にする必要があります。日米安保条約体制の大きな変質、ということを言わなければいけないし、この間、2015年の安保法制反対闘争に立ち上がった多くの人々の一致点は、この日米安保条約体制をどうするかは抜きにつくられた訳ですから、実は、この日米安保条約体制の強化のもとで、日本の自衛隊が米軍の肩代わりをアジアですること、北朝鮮問題や中国のアジアでの覇権の問題に対しても、選挙権を通じてという話では決してない

アメリカ軍ではなくて日本の自衛隊が軍事的に関与するように今、方向付けられている——、そういう形で日本が戦争の当事者になることを選ぶのかどうか、実際に戦争を担うのは、まさに安倍政権を支持している若い世代なわけであつて、それでいいのか、この問題をもつと明確な争点にしていく必要があると思います。

4番目の観点は、安倍晋三政権の暴走に対する国民の怒りの問題です。これはまだ「沸点」には来ていません。これを「沸騰する」ようにするには、「9条3項加憲」とそのやり方の汚さ——それ自体、憲法体制、即ち一人ひとりの国民が主権者であることを、とことん踏みにじる挑戦なのだとということをもつと明確にして、一人ひとりの国民が安倍晋三政権のやり方に対して本気で怒る状況を、どれだけつくつていけるかどうか、國民の主権者性の自覚を一気に引き上げる運動が必要だと思ひます。

それは、憲法前文の第一文にあるように、一人ひとりの国民が国会議員をとおして政治に参加するということですが、重要なことは有権者である國民が、自分が投票した国會議員を通じてという話では決してない

ということです。国会にいる人たちは、選挙区がどこであれ、誰が選んだのであれ、私たちが政治に参加していく上で私たち主権者が選んだ訳ですから。もちろん、まずは自らの選挙区の衆議院議員であると同時に、参議院議員もそうですが、改めてそれぞれの選挙区で、自分たちを代表している議員は誰なのか、その議員は何をしているのか、とんでもないことをした場合に、単に離党すればいいといった話ではないのだ——と

いよいよ一度明確にしてゆく必要があります。憲法に基づく政治を取り戻すなんでもない国会議員がかなり目立ち始めていますが——、ということをもう一度明確にしてゆく必要がありります。憲法に基づく政治を取り戻すことはきわめて困難です。実際、安倍政権は改憲発議の準備を着々と進めています。私たちの運動を「安倍改憲発議をさせない！」といふところに集中させなければなりません。国会で改憲派が3分の2以上を占めていても、その国会で改憲を発議させないためにはどうすればいいか。それは、解散総選挙に持ち込むだけの運動をするしかありません。このままの数で明文改憲しようとしている安倍晋三政権に対する最大の痛手は、私たち国民の側から解散総選挙を持ち込んで決着を付けるということです。

（以上のインタビューは6月26日に収録したものです。タイトル、小見出し、ゴシックは編集部。聞き手は編集部・永田。）

（おわり）
（こもり よういち／九条の会
事務局長、東京大学教授）

【追記】

以下の追記は、東京都議選で、自民党が惨敗し、小池百合子都知事が率いる「都民ファースト」が圧勝しました。一部マスメディアは、これで安倍政権下での改憲が無くなつたかのよう報道をしていますが、これはまちがいです。2018年12月が現在の衆議院議員の任期であることは変わりません。改憲勢力が衆参両院の3分の2という発議の条件は、改めてつくることはきわめて困難です。実際、安倍政権は改憲発議の準備を着々と進めています。私たちの運動を「安倍改憲発議をさせない！」といふところに集中させなければなりません。

7月2日の東京都議選で、自民党が過去最低を下回る議席しか確保できず歴史的大敗を喫したあとにお

〈日本国憲法施行70年「九条の会」講演会〉

憲法破壊の政治をやめさせよう！（続）

—東京・杉並公会堂に全国から1100人参加、アベ政治糾弾—

【前号より続く／6月2日講演会要旨】

韓国大衆に学び安倍独裁打倒へ！

伊藤 千尋

先ほど池田さんが最後に沖縄の話をされました。その沖縄は3月に行つきました。高江のヘリパッドに行き、その後、宮古島に行きました。

宮古島にこんな話がありました。20

05年のことです。宮古島の空港には2本の滑走路があり自衛隊を誘致しようとしたことを地元の町の議会が緊急動議、且つ強行採決で決めたのですが、

その時、「おかしいじゃないか。まだ島民で討議もしていないのに。しかも緊急動

議の強行採決だ。民主主義じゃないじゃないか。それはおかしい！」と悲鳴をあげて抗議したら、強行採決をした議員たちが、何と言ったか？「もう決まつちやつたから。もし反対するのなら、今すぐ、ここに町民の半分でも集めてみろ、

そう言つたんですね。

言われた方はどうしたか？　すぐに車にスピーカーを積んで島内を走り回りました。「民主主義が危機にある。町議会が

緊急動議・強行採決で、自衛隊の誘致を島民に何の相談もなく決めた。これでいいのでしょうか。皆さん、すぐに体育館に集まつて下さい！」

その2時間後、どうなつたか？　ここ

に当時の新聞を持っています。体育馆に集まつたのは3500人です。この

3500人が議員たちを吊し上げた、いや、一人ずつ意見をきいたのです。「なぜそんなことをするんだ？」と。議員たちはしどろもどろ、16人いた議員のうち15人が「申し訳ありません。白紙撤回します」と言いました。その時の新聞報道です。「自衛隊誘致、白紙撤回」。

この宮古島の九条の会の女性がこういいました。「私は、この3500人の抗議をみて、信じられなかつた。だつて、それまでにその地区に行つて、どんなに変な動きがある、自衛隊誘致の話が進んでる。皆さん警戒して下さいと、何度も言つたのに、誰も耳を傾けてくれなかつた、と思つてたら、何と、2時

びかけは無駄ではなかつた。声は届いていたんだ」というのです。彼女が言つたのは「諦めてはいけない」ということです。私たちに必要なのは、まさにこれです。

安倍政権は強行につぐ強行採決でいろ

んな物事を決めてきました。そしてついに、憲法9条に3項を設けて自衛隊を認知してしまおうと言つています。「いやも

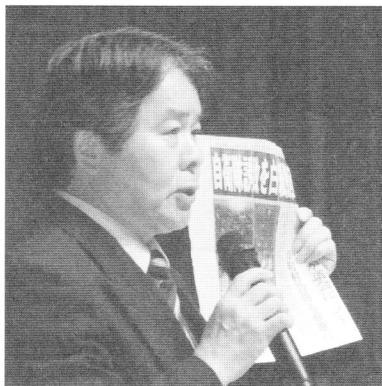
う、自衛隊は現にあるのだから」と言い

ます。

けれど、自衛隊が「ある」というのと、憲法にそれが「書かれる」ということは、全然違います！　一旦、憲法に明文化されてしまつたら、自衛隊は大手を振つてまかり通ります。今までには「日陰者」でいるから小さくなつてゐるのです。しかし「認められた」となると、武器を持つて連中は堂々と正面に出できます。

街なかに出できますよ。そして高等学校に自衛隊が大手を振つて出入りしますよ。

南米に多い軍事独裁政権。軍人たちが



大きな顔をしています。武器を持つ自分たちが「強くなつた」と思うのでしょうか。そして武器を持たないものは萎縮します。力関係が変わると、軍人たちは威張りに威張ります。日本が真似していいのか！ よくない！

じゃあ、その日本をどうすればいいのか。それは、お隣の韓国に学べばいいのです。韓国で去年の秋、大きな政変が起きました。

10月29日、首都ソウルの光化

門広場に、集まつたのは3万人の市民でした。それが1週間後には20万人、その後には150万人、そしてついに5週間後には120万人に入つて232万人ですよ。これだけの市民が集まつた結果どうなつたか。あの朴槿恵（パク・クネ）大統領はついに政権を明け渡すばかりか、今は獄中にいます。朴槿恵という人物は「選挙の女王」と呼ばれていました。あのようになる半年前には、彼女は「常勝」で、ずっとづくと思われていました。それが、あつという間の転落です。それを呼び起こしたのは市民の力でした。

なぜあれだけの人が集まつたのか、不思議に思つて取材しました。すると、思ひがけない言葉が返つてきました。「私たち日本人に学びました」というのです。2015年の夏、あの国会前の12万人、あれを見た韓国人の人々は、「日本人、凄いじゃないか。私たちは何もやつていいと思って、奮起した」というのです。それが2016年の秋の民衆総決起になつたのです。皆さん、私たちは自信



安倍「2020年改憲」を強く糾弾

を持つていいと思います。日本の運動が韓国に飛び火して大統領を弾劾してしまった。

だとすれば、今度は、韓国の運動を日本に呼び込めばいいのです。しかし、12万と200万では桁が違いますが…。なぜこうも違うのか？ ひとつは歌です。

韓国の運動には歌があります。今回もありました。それは「下野ソング」「野に下れ」という歌です。「朴槿恵、下野！」朴槿恵、下野！…」と、調子がいいのですね。「これが國か、これが國か、犯罪者は天国、庶民は地獄、下野、下野、下野！」朴槿恵下野！ もう我慢できない、下野！下野！下野しろ、朴槿恵、下野、下野！」という歌詞です。調子がいいから皆すぐには覚えててしまう。歌は人を盛り上げます。日本の集会は誰かが話しをし、次の人

が立つあいだ、「シーン」としますね。韓国は「シーン」とする間、歌で盛り上がります。この歌たつて、日本に呼び込まれます。例えは、「これが國か、これが國か、下野、下野、下野、下野、下野！」下野！下野！ 下野！今すぐ下野！」

歌だけではありません。スマホです。韓国はスマホで集会参加を呼びかけます。私が行こうとなつて人が集まるのです。これが日本にはない。韓国はスマホが入

ったのが日本より2~3年早かつたのです。ネットの時代に2~3年というと、凄い差ですよ。しかも、韓国の場合は「親指VS人差し指の闘い」というものが寄りました。若者は親指でチャチャチャチャとスマホを操作するじゃないですか。他の方、年寄りは人差し指一本です。若者と年寄りの発信回数でどちらが多いか、統計をとつたら、年寄りが多かつた！ これが、韓国で人が動いた理由です。

よく、日本で集会に若者が集まらないといわれますね。若者は新聞なんか読まないですよ。ネットで見る。だったら、ネットで発信すればいいじゃないですか！ 皆さんの中でスマホをつかつてない方、挙手お願いします。……大半じゃないですか！ これがいかんのです。この集会が終わつたら、すぐ、スマホ売り場に走つて下さい。「使い方がわからぬい？」そんなの、若者に習えばいい。そうすると交流が生まれます。韓國の人たちはメディアを信用していない。だつたら、「自分で発信しちゃえ！」という発想なのです。そうすると人が集まる。すると、メディアは発信せざるを得なくなるのです。私たち市民がメディアを動かす。これは大切な発想ですよ。韓國の人々と一緒にになつて、安倍独裁政権、無能な大臣などを打ち倒そうではありませんか！

戦後日本の最重要な社会インフラ

伊藤 真

私は先週金曜日の深夜、「朝まで生テレビ」というTV番組に出ていました。そこで共謀罪、憲法改正問題などのテーマについて、話をしました。それで、収録が終わつた後、控室への廊下を歩いている時、同じく収録に出ていたケント・ギルバートさんというアメリカの弁護士さんと遭遇しました。この人何故か、日本の憲法を変えろという主張で、そのケントさんが、私が収録の中で「戦争法」という言葉を使つたことに、廊下で、「あなたの戦争法というのはレッテル貼りだ、許せない」と食つてかかつてきましたのですね。それで私も「戦争法は戦争法だ。この法律の本質は戦争法だ」と答えました。すると「そんなレッテル貼りはプロパガンダだ！」とだんだんと激昂されたので、日本には元々、安保法はあった。それが今度の安保法制とどこが違うか、自衛隊が海外に出かけていくつて武力行使ができるようになつたことだ」と正面から反論しました。「今の国際社会では、すべて戦争は武力行使と呼ばれているんだ。武力行使を認めたということは、まさに戦争を認めたということ。この法律の本

質は戦争法なんですよ！」と、私も興奮して来まして言い返したのですが、なおも「レッテル貼りだ」といいます。「中身を正しく示すのなら、正しいレッテルでしょう。あなた達は『テロ等準備罪』などと、誤った言い方をしているじゃないですか。テロ対策とは関係ないものを『テロ対策』といい、そんなレッテル貼りのほうがよほどおかしい！」と反論しました。

70年前にできた日本国憲法、私はこの憲法こそ、もつとも重要な社会的インフラだと言っています。私たちが安全自由に豊かに暮らすためには、道路やら、鉄道やら、電気・ガス・水道など、様々なインフラが必要でした。この国のもっと重要な、最も大切な生活手段、それが日本国憲法なのです。この憲法があるからこそ、自由で安全な社会が築き上げることができます。この国はどういう方向へ向かっていくべきなのか、どういう国造りをすべきなのか、その土台作り、それが日本国憲法でした。

日本国憲法が以前とは違うところは何か？ いくつもありますが、私たち法律家にとって最も違うところは、裁判所に違憲立法審査権が付与されたことです。憲法がつくった法律、内閣がしたこと、それが憲法に違反している時、無効にして葬り去ることができるようになつたことです。昔は、日本にそんなものはありませんでした。70年前の日本国憲法が初めてそれを認めてくれたのです。

私たち、憲法が壊されそうになつている時に、まさにこの憲法が認めた違憲審査権を使って、裁判所の力を借りて、私たち法律家がしっかりと責任を果たすことが重要です。それで、違憲訴訟というものを開始しました。先程、浅倉先生もおつしやいましたが、現在、全国で18ヶ所の地方裁判所に提訴されています。これから、鹿児島、沖縄でも提訴される見通しです。全国で今、原告の方の人数が6107人、弁護士が1951人になつていて、「安保法制は憲法違反だ」「海外へ出でていって戦う自衛隊は認められない」と訴えています。「憲法違反にならぬい」といふようにしてしまって最も手つ取り早い方法は、憲法を変えてしまうことです。方法は、憲法を変えてしまうことです。

しかし、「戦争法」が通つてしまつた後の自衛隊を憲法に書くということは、書いた上で武力行使をする、書いた上で戦う、書いた上で人を殺し殺される、こういう自衛隊を憲法に位置づけ、固定化してしまうということになります。「専守防衛の自衛隊を憲法に書く」ということで、自衛隊を憲法に書く」ということは、全くないので。「これまでと何も変わらない」というのですが、それは違う。それで5月3日の安倍首相のメッセージが、自衛隊は違憲かもしけれません」というのです。自衛隊は違憲かもしけれません」という疑惑をなくすために、憲法9条1項2項目を残して、自衛隊を明記する、そのことで「違憲かもしけれない」という疑いをなくしたいというわけです。

それでも――2項は戦力は保持しない、交戦権は認めないという規定ですが――、依然、自衛隊は戦力ではないのかという疑いは残る訳です。自衛隊は、疑われることによって、常に襟をただす、「これわざと抑制的に働いている訳です。『自衛隊違憲論』には、そういう働きがあるので必要最小限の実力です。戦力ではありません」と言い続ける、そのことでいわば抑制的に働いている訳です。『自衛隊違憲論』には、そういう働きがあるのであります。

良い訳がありません。

この九条の会というのは、様々な考えの人気が集まっています。自衛隊についての考えもさまざまだと思います。しかし、「海外に出ていつて戦う、そして殺し殺される、そして戦争する自衛隊」を認めおかしい、それだけは勘弁してくれ、こ的一点では、皆さんのが一致できるのではないですか。



2020年に向けて、憲法改正の動きが活発になると思います。ですから、まずは、「改正発議」をさせないことが何より重要です。けれども、万が一、自衛隊を憲法に書き込むという発議がなされた時、それを堂々と受け止めて、9条の中の自衛隊を書き込むことが何を意味しているのか、それを多くの皆さんに知つてもらいい、「戦争する自衛隊につながるのですか」、「あなたがそれでいいのですか」、「あなたが生きていますよ」などと語り合えるようになります。これは大きいですよ。

万が一「国民投票」になつたとしても、きちんとどこで闘つて討ちとる、私たち

安倍さんの5月3日のビデオメッセージの中で、「あれ」と思ったことがあります。「憲法は国の未来、理想の姿を語るものですね」と言つてあるのですね。「ああ、いいこと言つてくれたな」と思いました。私は、保守の人、改憲論者ともよく議論をするのですが、「あんたみたいに9条、9条と理想ばかり言つているんじゃないよ」といつも叱られるのですが、これからは、「いやいや、安倍首相が理想を語れと言つていますよ」——こう切り返すことができます。「あなたの理想は何なのですか？」私の理想はこの9条を世界に広めてゆくこと、紛争などを武力で解決しない、軍隊や武力に頼らない、それが私の理想です」と、堂々と語れるようになります。そして、「あなたの理想は、軍隊を持つて戦争できる、そして多くの若者が死んでゆく、それが理想なのですか！」と、理想をお互いが堂々と語り合えるようになります。これは大きいですよ。

が勝つ、それが私たちの責任だらうと思います。その時まで皆さん、死なないで下さい。生き抜いてきちんと投票すること

と、そして討ちとること、それがいちばん大切なことです。

憂慮すべき「戦争知らぬ軍国少年

内橋 克人



私がお話することは、必ずしも皆さんを鼓舞するものばかりではありません。安倍さんはなぜ、支持率が落ちないのですか？ 先程のお話の中に「連戦連敗」というお話がありましたね。私たちは正しい主張をしているつもりだけれども、なぜ、人々に届かないのでしょうか？

架で運ばれてくる負傷者がいる、目と目が合う、ふと見ると腸が飛び出ている——。私は神戸でしたが、3月11日と6月5日、大空襲です。降つてくる焼夷弾の下を逃げ惑いました。防空壕にはいつも入り口に座っていました。「死にたがる少年」と言わっていました。遺体の山の傍を逃げながら、鬪いとは何か、戦争とは何か、負けるとはどういうことか、すべて味わつて来ました。

今、怒りでいっぱいです。どうして安倍内閣の支持率が下がらないのでしょうか？ 毎日のように考え続けて来ました。

なぜですか？

一言で言えば、「戦争を知らない軍国少年が増えてきたからだ」と思います。戦争を知らないくせに軍国少年なのです。そういう人々が9条を骨抜きにし、「日本を取り戻す」とおっしゃる。私は若い頃、尊敬する先生に質問しました。「人間はなぜ、飽きもせずにこんな愚かなこと

を繰り返すのでしょうか。すると先生は静かに、「それは、人間は死ぬからだよ」とおっしゃいました。つまり、「当事者にならなければわからない」ということでした。空襲体験者、また白骨街道という

戦死者たちの骨の山から帰還した兵隊たち、そうした人々が死んでゆく。愚かな人々は再び同じことを繰り返すのです。

……(以下略)

取り戻すべき憲法の理念と立憲主義

清水 雅彦

先程来、話になつてゐる安倍首相の5

月3日のビデオメッセージですが、それを見た時、「安倍首相は、政治学科とはいへ、法学部なのに、全然勉強しなかつたんだな」と思いました。憲法は前文に、たしかに「理想」についても触れていましたが、まずもつて憲法とは「国家権力制限規範」と言われるよう、いかに国家を縛るのか、これが最大の目的です。そ

ういう観点からすれば、9条で戦争と軍隊を規制している、その重みを首相は受け止めなければいけないのに、憲法で縛られている側がその縛りを緩めるような、

そして勝手な理想を言うことを、私は許すことができません。しかも、あのビデオの最後の締めの言葉が、「憲法改正に向けて、ともに頑張りましょう」です。フザケルナ！っていう感じですね。憲法99条違反も甚だしい。絶対に許せません。

そして、加憲論のことですが、9条1

項、2項を残しつつ、自衛隊を明文で書き込む——、実際、条文がどうなるかはわかりませんが、これは2012年の自民党の改憲案とは違います。9条で「国防軍が集団的自衛権を行使する」という内容だつたので、それからは後退したのかもしませんが、とにかく、9条を変えていという思いは一貫している訳です。この間、安倍首相がよく言つてゐる「7

割8割の憲法学者が自衛隊は違憲と言っている。だから変えるのだ」ということですが、実はこの数字は昔の数字です。あるいは安倍さんの思い込みです。現在、自衛隊を違憲だと考える憲法研究者は6数を超える憲法研究者が違憲と言っています。安倍さんは、これが邪魔で仕方がないのだと思います。「邪魔」というのは、専門家が憲法違反というから、「野党や国民もそういう意識を持ったから」です。だから、日本は再軍備はしましたが、割弱くらいです。昔より自衛隊合憲派が増えたわけですが、それでもなお、過半

ます。安倍さんは、これが邪魔で仕方がないのだと思います。「邪魔」というのは、専門家が憲法違反というから、「野党や国民もそういう意識を持ったから」です。だから、日本は再軍備はしましたが、歯止めをかけることができたのです。

9条改憲でも、「9条で戦力は持てない。でも必要最小限度の実力は持てる。でもこれは戦力ではない、いわば、警察以上、軍隊未満の組織だから、できるのは個別的自衛権にとどまる。集団的自衛権までは行使できない」——、そういう歯止めをかけてきたわけです。

しかし、3項で自衛隊を認知すれば、そういう違憲論はもう言えなくなります。歯止めもなくなってしまいます。先程も述べられましたが、「戦争法」で集団的自衛権の行使まで認められた自衛隊が正当化され、さらに活動が拡大されることになります。

そこで、改めて憲法の平和主義を考えたい。日本国憲法は、20世紀の戦争違法化の先端を走っています。第一次世界大戦後に国際連盟規約によつて侵略戦争の

はありません。それは、「日本国際フォーラム」という民間シンクタンクが2009年に「積極的平和主義と日米同盟の在り方」という提言を出しています。これはネットでダウンロードできます。この中で「非核3原則」「武器輸出（禁止）」の見直し、「国家の情報収集体制」の見直し・強化、「秘密保全法制」の制定、そして「集団的自衛権行使」の承認を提言しています。「憲法の平和主義は消極的・受動的平和主義だから、これを積極的・能動的平和主義に変えなければいけない」と言つてゐる訳です。

実は、この「日本国際フォーラム」の参与を、安倍首相は務めていました。肩書も衆議院議員や自民党総裁ではなく、なんと内閣総理大臣という肩書で務めたのです。今はこの参与を降りていますが、ここから考え方を取り入れているのではないかと思われます。ちなみに小池百合子さんがこの組織の評議員です。しかも、草堂々と東京都知事という肩書で評議員を務めています。これも批判しなければいけないと私は思います。中身は「積極的戦争主義」といえるものです。英語ではボジティブ・パシフィズムという表現になっていますが：

安倍首相のこうした政策——積極的平和主義という言葉を使ってきましたが

、これはおそらく安倍さんの造語で

た。日本国憲法は、20世紀の戦争違法化の先端を走っています。第一次世界大戦後に国際連盟規約によつて侵略戦争の

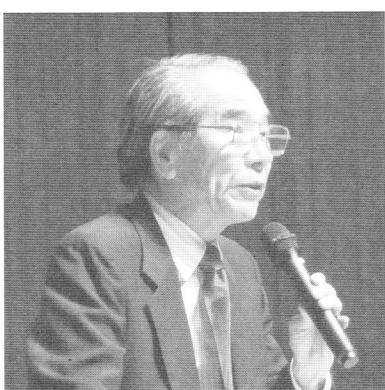


制限を試み、1928年の不戦条約によって侵略戦争を放棄しました。さらに、国連憲章によつて自衛戦争の制限まで規定されました。もちろん、不戦条約によつて政治的には戦争一般が違法化されましたが、事実上、自衛戦争の余地は残つてゐる訳です。これをさらにするための日本国憲法であり、徹底的な戦争違法化の最先端にあります。

世界では今、27の軍隊を持たない国がありますが、日本が文字通り軍隊を持たない28番目の国家になるのか、それとも安倍政権の言うように「軍隊をもつ普通の国」になつてしまふのか、が問われてゐるのだと思います。

私は戦争違法化の歴史の中で、最先端を走つてゐるこの憲法を、わざわざレバルダウンして「普通」になる必要はないと思います。「誘導路」として、世界の最先端を走つてゐるわけですから、憲法の規定通り行くべきだと思います。

この間、平和学・憲法学で「消極的平和」と「積極的平和」について議論をすすめできました。前者は、「何かをしないことによつて得られる平和」、まさに憲法9条の考え方です。一方、後者は「何かをすることによつて得られる平和」のことです。これはまさに憲法前文の「専制、隸従、圧迫、偏狭、さらに恐怖、欠乏もなくしていこう」という部分で、いわゆる「平和的生存権」の権利主体も、日本



9条3項加憲で無効化する戦争放棄

山内 敏弘

「権力は腐敗する。絶対的な権力は絶対的に腐敗する」という有名な格言があります。イギリスの19世紀の歴史家が述べたものです。この言葉は古今東西、権力の本質を言い当てています。残念ながら、現在の安倍政権の有り様にも的確に当てはまっています。

最近の森友学園問題や加計学園問題に対する安倍内閣の対応を見てみると、安倍政権の腐敗ぶりが顕著に現れていると思います。「臭いものには蓋をしろ」という言葉があります。森友学園の問題に関しては、財務省の資料は一切破棄され

問題があるのであれば、日本が憲法の観点からすべきことは、9条にしたがつて、アメリカの「テロとの戦争」に加担しないこと、前文にしたがつて世界の貧困問題をなくすことであると思います。

そういう観点から、安倍政権の改憲は許されないと思います。まず必要なのは、

安倍首相は「日本を取り戻す」と言いますが、やらなければいけないのは、憲法9条の理念と立憲主義を安倍政権から取り戻すことです。

9条の理念を広げる取り組みを全国各地でともにやつてゆきましょう。

また政府は、「この法案は、国際組織犯罪防止条約の批准のためには是非、必要だ」と言っています。しかしながら、私はこの条約の内容を見てみましたが、これはマフィアを取り締まるための条約です。テロを取り締まる為の条約ではございません。政府は、この法案は、テロ集団や組織的犯罪集団の犯罪に限定していると言つていますが、法案には「テロ集

団」の定義がございません。「組織的犯罪集団」の構成要件は極めて包括的です。それらに該当するのか否かは、または一般人に該当するのか否かは、警察・検察当局が判断して捜査・取り調べを行ふ事になつています。金田法相の答弁によれ

ます。日本さえ戦争と貧困のない状態で暮らせればいいという「一国平和主義」ではなくて、全世界から戦争と貧困をなくそうと考えているのが日本国憲法です。国連も言うように、テロの背景に貧困問題があるのであれば、日本が憲法の観点からすべきことは、9条にしたがつて、アメリカの「テロとの戦争」に加担しないこと、前文にしたがつて世界の貧困問題をなくすことであると思います。

安倍首相は「日本を取り戻す」と言いますが、やらなければいけないのは、憲法9条の理念と立憲主義を安倍政権から取り戻すことです。

それでも、その法案の必要性や内容に関して、政府から多くのウソがまことしやかに述べられています。安倍首相は、「20年オリンピックを無事に開催するためには、この法案がぜひとも必要だ」と言っていますが、オリンピックを招致する時に安倍首相は何と言つたのでしょうか? 「日本は世界でも有数の、安全が保障されている国であります」というふうに言いました。

現在参議院で審議中の共謀罪法案について、政府から多くのウソがまことしやかに述べられています。安倍首相は、「20年オリンピックを無事に開催するためには、この法案がぜひとも必要だ」と言っていますが、オリンピックを招致する時に安倍首相は何と言つたのでしょうか? 「日本は世界でも有数の、安全が保障されている国であります」というふうに言いました。

前文部科学省事務次官の国会招致を政府・自民党は徹底して拒否しています。やつぱり、臭いから蓋をしたいのではなくて、臭いから蓋をしたいのではありません。加計学園に関しては、前川・

ば、「人権団体や環境団体を隠れ蓑にした組織的犯罪集団については、処罰の対象になりうる」と言っています。「隠れ蓑にしているかどうかを判断する」にはどうすればいいでしょうか？これらの団体の人々が不斷に監視され、表現の自由やプライバシーの侵害が頻繁に行われるところになります。

政府は、この法案では、「重大犯罪の計画に基づく実行準備行為に限定して処罰する」というふうにしていますが、「準備行為の下見に該当するか、それとも花見に該当するかは、双眼鏡や地図を持つているかどうかにかかる」と。果たして判断できるでしょうか？到底できません。いきおい、人々の「内心の自由」を侵し、心の中を調べることになります。「内心の自由」は「公共の福祉」によつても制限されない絶対の自由だと言われていますが、その「内心の自由」が、この法律によつて侵されることになります。

277の犯罪について、このように「実行準備行為」の段階から処罰する法案は、「犯罪なれば刑罰なし」という憲法と刑法の大原則に対する重大な侵犯であります。そのような法案を、衆参合わせてもたつた60時間程度で成立させるような暴挙を行なうことは、到底許せません。

さて、安倍首相の5月3日の改憲発言

の問題です。既にお話がありましたがあえて繰り返します。憲法9条2項は、一切の戦力の保持と交戦権を否認している人々が不斷に監視され、表現の自由やプライバシーの侵害が頻繁に行われるこ

とになります。それに対して現在の自衛隊は、世界でもベスト10に入るくらいの規模を持つ実力組織です。そのような実力組織の存在を9条3項で新たに規定した場合に、は、戦力保持を否定した2項との矛盾は明らかだと思います。

この矛盾は、国内的にも国際的にも説明困難です。この矛盾を解決するために2項を実質的に空文化するしかありません。

権力とメディア——安倍政権の際だつたマスコミ「戦略」

立山紘毅

「マスコミと法? そんなものは常識だ。日本の新聞もテレビも雑誌も、政府が監督している。必要な資金は日本政府が出している。箸の上げ下げすべてに政府は口を出す。——われわれの『頭』を支配する『岩盤規制』は即刻ゼロベースで規制緩和すべし」——ここまでフルセットで規制緩和を唱える人はさすがにあまり見かけないが、どうだろう、いくつかの部分で共感してマスコミを批判している人は案外多いのではないか。

ところが、この認識はすべて事実誤認である。事実誤認のうえにマスコミを批判したところで、仲間内では盛り上がるかもしれないが、誰も取り合ってくれまい。だから、マスコミと法について、ごく簡単に正確な認識を持つておこう。

マスコミを通じた言論も、われわれの言論も、憲法が表現の自由として保障すること、まったく変わりはない。

ない。逆に、どちらであっても公序良俗や公安を損なう表現は規制を受ける(本稿では「わいせつ」や「政治的表現」の是非をめぐる激しい議論は脇におく)。したがつて、「マスコミと法」の問題は「マスコミだけを対象とする法規制」の存否とは非にあら。

■新聞の法規制——法で定めないことの大切さ

まずは新聞から。ご期待に反して、「日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律」が株主を社内に限定してもよいと規定する以外、新聞だけを対象とする法規制は日本に存在しない。つまり、取材から報道、紙面制作、つまり新聞編集の全過程をターゲットとする特段の法律は存在しない。理由はただ一つ、憲法21条1項が「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定している。

新聞経営の半分は補助金その他の政府からの助成によって成り立っていることは、日本のマスコミを批判する人の間でもほとんど知られていない。もちろん、政府の補助金や助成金を問題とする人々は欧米にも存在するが、欧米の新聞は日本ほど読者が多かない。にもかかわらず、新聞は民主的な秩序に必要な存在と考えられているが、政府はこれを補助するのが当然で、そのために憲法上の位置づけと法規制が整備される。結果的に、新聞だけをターゲットとする法制度ができる。一方の日本はとりあえず法制度ができる。一方の日本はといえば、全国から都道府県、市町村

に至るまで、忠実な読者が安定した経営基盤を支えている。世界的に見ても広告料と購読料だけで経営を成り立たせている新聞はかなり珍しい。——この状況のどこに政府が介入する余地があるのだろう?

■放送の法規制——「放送法違反」に放送法違反なし

これに加えて放送の場合、今の今まで電波を使う放送が主役であり、おそらく今後もかなり長きにわたって主役を務めると予想される。しかし、電波には混信という現象があり、誰も放送による表現の自由を実現できないから、新聞と同じというわけにいかない。問題は、「誰」が「どんな手続」で交通整理するか、である。

日本の場合、交通整理の根拠は放送法(と電波法)に定められている。それゆえ、放送法の目的は、誰に放

送のライセンスを与えるか、どんな資格があればライセンスが与えられるかにあり、放送主体の適格性は「放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること」、「放送に携わる者の職責を明らかにすることによつて、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること」（放送法1条2号3号）であり、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」（放送法3条）ことに尽きる。したがつて、国家権力からの独立のみならず、種々の権力（最たるもののが経済的権力）からの独立でなければならず、政府はこれを満たしたこと（「認定」する（いわゆる地上波と東経110度BSの場合。その他の種類はあまりに煩雑なので省略）。

しかし、ここで大きな矛盾にお気づきのことと思う。つまり、一方でマスコミの独立を政府から確保しなければならないのに、他方で交通整理の責任は政府に負わせるほかはない。この矛盾、ほとんどの国が悩み続けて現在に至る。

今ひとつ、日本の放送法を前提と

して、いかなる場合に放送法違反が生ずるのか。気に食わないテレビ番組が出てきたとき、ほとんど常に「放送法違反」なる言葉が投げつけられる。しかし、ここまで記述を読んでいただけになるとおり、世に言う「放送法違反」が、正確に放送法違反であることはほとんどない。実際、これまで放送法違反が法廷に現れたのは、わずかに東京12チャンネル（現在のテレビ東京）とFM東京の免許付与をめぐる紛争だけであつて、放送内容が問題になつたわけではない。むしろ、不偏不党に反する、公平ではないといった理由で、放送事業者に政治権力が「放送法違反」の言葉を投げつけて威迫するところの方が放送法違反である。なぜなら、先に述べたとおり、放送法の目的の一つは「放送の自律の保障」（放送法1条）であり、反面として「何人からも干渉され規律されない」（放送法3条）であることからして、さきの参議院選挙に際して政権与党が「放送法違反」を唱え、放送事業者を威迫した方がむしろ放送法違反である。

つまり、世に「放送法違反」が唱えられるとき、ほとんどは放送法違ひこと強調される。つまり、社会が

反ではない。せいぜい、個人情報やプライバシーが侵害されたとき問題になるように見えるが、実はこれ「放送倫理違反」であつて、放送法違反ではない。

ついでにいえば、放送倫理の問題に関しては、NHKと民放連が共同で設立し運営するBPO（放送倫理・番組向上機構）が「放送における言論・表現の自由を確保しつつ、視聴者の基本的人権を擁護するため、放送への苦情や放送倫理の問題に対応する、第三者の機関」として活動している。特にその放送人権委員会は、放送による名誉毀損・プライバシー侵害について、放送事業者に対して勧告等を行つて再考を促している。

■ 大いなる矛盾

ところで、マスコミの世論喚起能

力に魅せられて、わが物にしようとたくらむのは、何も日本政治の専売特許ではない。裏返して言えば、言葉通りにマスコミの中立性や公平性を保障してやつて自由に活動させるのんきな政治は、世界中どこにもない。しばしば、ドイツの放送は、戦後、徹底的に改革されたので手本とすべきことが強調される。つまり、社会

の重要な諸勢力を代表する組織（たとえば、経営者団体、労働組合等々）が監督機関となつて、国家権力と一定の関係を保ちながらも、国家権力に従属しないことが憲法上も保障されていると強調される。しかしながら、社会の重要な諸勢力の中に、すでに半世紀も前から、監督機関へ政党が過剰に代表を送り込むことが問題とされていたが、政治が一度握つた既得権を手放すわけがない。しかしそれではさすがに具合が悪いので、他の集団の代表を増やして数あわせをした結果、監督機関の員数は数十人に及んでしまつたばかりか、選出過程が事前駆け引きに及ぶ不透明なありさまとなつて、ついに連邦憲法裁判所からダメ出しを喰らつてしまつた（2014年3月25日）。

いやいやアメリカは違うでしょ、という向きもあるから言つておくと、なるほどアメリカ連邦通信委員会（FCC）は、上院の同意を得て5名の委員を大統領が任命して、法律上独立性を保障された委員会（独立規制委員会……日本の制度では公正取引委員会が近い）が電気通信政策を司り、視聴者からの苦情も受け付けられ、種々の紛争も第一次

的に解決する任務を負う。いわば、裁判所と総務省とBPOを兼任するようなものだが、いくら有能でも、名うての訴訟大国アメリカ、とうてい5人の委員が全部を処理できるわけがない。結局、委員会事務局の官僚が実務を担うわけだから、さて、総務省とどこが違うのか？

もつと大きな問題はもつと見逃されている。委員は大統領が任命するが、大統領の息のかかった彼らがアメリカ行政を担つて民主主義の証を受け止められているフシもある。結果的に、大統領の「おともだち」が各種役職に、場合によつては最高裁判事まで固めることになる。さて、安倍の「おともだち」任用とどこが違うのか、と言いたくなるが、さすがにトランプのやり口にはブーリングが出て来る、と言えば、少しわかりやすくなるだろうか。さて、こんな政治環境の中で、権力とマスコミとの距離はいかなるものだろうか。ケネディがニューヨーク・タイムズや「リベラル」とされる学者・評論家と親密であつてみたり、現役の放送記者が大統領演説の下書きを書いてみたり、これらが今も大して問題にもされていない政治環境は、筆者にはどうに

も理解できない。首相がマスコミ幹部と、どこの料亭で天ぶらを食べていたなど、可愛く思えてくる。

電波を使うから矛盾が生まれる、と「岩盤規制撤廃」派は、インターネット放送にバトンを渡すべしと主張する向きもある。しかし、今のネット環境の荒れ方を見ていると、さらには始末の悪い規制を心配しなければならないだけでなく、どこかの学校法人よろしく、誰かの「おともだち」がやつてはいる利権屋がにんまりするだけ、ということにならないのだろうか？

■むすび

日本の放送法は、放送全般に対する規律に加えて、巨大放送事業者たるNHK（日本放送協会）に関する規定が大きな部分を占める。しかも、NHKは国民全体が拠出する受信料によって経営されている（受信料の性格については、ここで論じない）から、法律の規律を受ける。

それゆえ、NHKの経営は、国会の同意を得て総理大臣が任命する経営委員が担うことになる。ここで放送をめぐる矛盾は二重の構造をもつ。つまり、放送全般の監督をもつ機関として機能するBPOは、左翼

べきは総務省で良いのか、NHK経営委員の任命と経営委員会の組織が政治部門の長である内閣総理大臣と近すぎないか、という問題である。

総務省は総務省で、政治的な公平や、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」（放送法4条）の規定を機械的に理解して停波を口にして放送事業者を恫喝する、首相は首相で「おともだち」をNHK経営委員に据え、彼らが互選で、これまた「おともだち」を会長に据えて混乱を招いたことは、もう言うまでもないだろう。放送事業者の「忖度」と萎縮を口にして批判するならば、まず非難されるべきは「政」と「官」の側であつて、いくらマスコミが「第四の権力」として機能しているからと言つて、批判の順番を間違えてもらつては困る。

問題は現在も拡大中である。自ら

NHK経営委員を辞ざざるを得なかつた百田尚樹を代表呼びかけ人とする「放送法遵守を求める視聴者会」は、放送法4条を一切の限定なく（総務省が）「遵守」すべきことを唱え、

が取り仕切つてあるからと解散を求め、総務省が全権を掌握すべきことを主張する。彼らのうちには安倍政権とその応援団が多くを占め、改憲勢力であることからして、彼らが理解する表現の自由は、国家改造に奉仕する「自由」に転落することだろう。諸外国のマスコミが無条件に手本となるわけではない。学ぶべきは、先に述べた種々の矛盾を抱え込み、政治との緊張関係の中で試行錯誤を続いているところにある。

その中にあつて、日本のマスコミ法制は、これを憲法の下に整理すれば、それほど遜色のあるものでもない。ただ、当局の側、特に政治には露骨な違法行為と脱法行為ばかりが目に付く。特に安倍政権は、特定のマスコミを手兵とするかの言説まで登場するに至つたし、マスコミはマスコミでマスコミ全体への脅威と捉える連帯感に欠けている。一方で、マスコミは法を守らせるべき民衆の側も、現状認識に欠ける部分がある。

民衆はまずもつて正確な現状認識をもち、これに基づいた批判を繰り広げていかなければならぬ。

（たちやまこうき／山口大学教授）

大学設置審議会――学者がガードする最後の学問ゲート

豊 旗 梢

●「駅弁大学」?

あまり聞かなくなつた」とはちがいますか、と「駅前留学」とはちがいますか、と聞かれるかもしない。新幹線のできる前は、列車の大きなあるいは準大きな停車駅には駅弁が売られていた。当時は列車はすと開放的で窓が開いたので、停車中の列車の窓からホームの売り子の駅弁を貰つていた。急行列車は地方のいわゆる中都市にもいちいち止まつたから、駅弁はずつと盛況でちよつとした旅の風物であつた。

おや そういち)である。しかし、奥にさえ大学はあり、このようなネーミングはその地域住民にはかえつて失礼とまで言われよう。

●大学は勝手に作れない

しかし、だからといって大学は敷地と校舎と設備(つまりはお金)さえあれば自由に作れるようになつたというわけではない。それはとんでもない誤解である。作るどりが、「大学」という二文字さえ使うことには厳に許されない。国、公、私立を問わず、文部科学省が審査のあと認可した大学だけが「大学」と称することができる。会社(営利社団法人)がその名義で「先端技術開発大学」を作ることは許されない。「大学」の部分がネットになるのである。この造語の主は人ぞ知る大評論家・大庭壯(お

はや大都市のものではなく、今や駅弁の売つている中程度の駅「でも」大学がある、つまり高度成長時代の大学の大衆化、マスプロ化を揶揄みに言つたものである。この造語の主は人ぞ知る大評論家・大庭壯(お

安倍氏に大学はおろか学問や知恵に対する尊重や敬意がないのは、安倍氏はこれまで一切入学試験を受け倍はこれまですべてフリーパスで進学卒業し、勉強や学問で苦労した体験がないことに元があると思えるからである。安倍氏が座右の銘たるべき本を読んだといふことも寡聞にして聞かない。だから、権力や周囲の忖度だけで大学を作れる云つてよい。その理由は審議会自体が各分野の専門学者集団で、政治と云つてよい。その理由は審議会自体が各分野の専門学者集団で、政治と

防衛省の「防衛大学校」は文科省の言う「大学」でないために「大学校」と称さざるを得ない。行政上の必要性からの「海上保安大学校」「税務大学校」もみな「大学」ではない。見かけでは「校」一文字が何だと見えるが、そこに重大な目的の違いがある。

●安倍氏と大学体験

安倍氏の行動や態度、思考は、彼と学問の位置関係によってかなり説明がつく。「印象操作」ということはも彼の軽い語彙戦術のなかにさえなかつた。そもそも「印象操作」という学問用語はなく、ただその誤解して受け売りしているだけである。

●大学の出生

人が生まれると同様、「大学」は文科省「大学設置審議会」(現在では学校法人審議会と合併)の設置審査および設置認可(法令上は文科大臣)によつて生まる。そして、それがけを「大学」と称する。文科大臣は法令上の発令名義だけで、審査および認可の実際は大学設置審議会(設置審)が行い文科大臣に結果を答申し、筆者の知る限りこの答申が覆つたのではない。大学設置審議会はおそらく審議会のなかでも、個別案件につき、上級からの政治的指示、命令、干渉をもつとも受けにくい審議会、つまりかなり「固い」審議会と云つてよい。その理由は審議会自体が各分野の専門学者集団で、政治と云つてよい。その理由は審議会自体が各分野の専門学者集団で、政治と

があるが、大学人の仲間では、設置審議会は概して信頼性と威信が高い。

もちろん、人間の組織だから、専門分野のボスが幅を利かすという面もあるが、それでも全く場外の権力にはあからさまな介入や干渉はます無理である。それどころか逆に反発を招き、ハッキリ言つて内閣総理大臣でも空振りに終わるだろう。

●何メートルもの申請書類

大学設置審議会への申請書類の基準の厳しさはまず無類である。大学の理念と哲学、社会的「一ズ」の証明、資金、経営面の財務的基礎と健全性の証明（設置後までを含む）、敷地、校舎の十分性の証明（教室、実験室、実習室、図書館・資料室と必要蔵書数、保健・体育施設、防災施設、管理施設など）がます来る、と思う人は多い。

むしろ重要なのは建物や設備よりは内容で、何よりも教員スタッフ（教授陣）の完全性である。各予定者に付き、審査で徹底的に資格・能力の証明が要求される。研究・教育の高い能力、特に「博士」論文と「博士号」がほぼ必ず必要である。いかに

その要求が厳しいか、例のSTAP細胞事件で知った人は多いであろう。

職階でいえば教授予定者は、加えて十分な研究歴、相応の見識、指導性

場合によつては名声まで要求される。教授は企業でいえば役員なのである。いずれも、それを証明する書類一式が定められており、その書類の作成が細かく煩雑である。名義貸しを防ぐために、宣誓書、戸籍抄本まで出す。ちょっととした不動産取引のように大掛かりである。

さりにこれを支える事務職員の能力、経験、給与、組織形態、待遇までを明らかにしなくてはならない。もちろん、寄付行為（定款にあたる）、学則、学生規則、管理諸規則、カリキュラムの制定など、いわば大学の立法作業も大きな課題負担になる。そうなると申請書類は何メートルにも達し、申請作業だけですくなくとも2年はかかる。

したがつて、申請書類を正式提出する1年以上前の夏（るから、非公式折衝が行われるのが普通であり、長丁場になる。大学自体ではなく新学科、新学部でも量的には小さくなるが、質的には審査の厳しさは変わらない。

●スタッフ人数と高齢

偏重は不可

怖いのは、予定した教員スタッフの何人かが設置審議会審査で不合格になることである。

不合格といつても試験とは違い、

設置審査による「大学教員として認めない」という不認定である。中

心的な基幹科目（必修科目）担当の教員予定者が認められないこと、家屋の中心柱が欠けるように建物 자체が立たない。副次的科目担当の予定教員でも落ちる人数が多いときも同様で、要するに計画の挫折、失敗である。年齢構成も審査される。大学は社会的 existence であり認可後は永続の義務と責任がある。高齢者の多い申請は認められない。数年後にスタッフがカラマになり若年層ばかりになる予定人員リストは計画段階ではねられる。

かつては秘密であった。自ら名刺に刷り込んだ友人の教授もいた。今は民主的でありしかも分野の専門学者集団として構成され、議論はもっぱら学問のレベルで、政治的行政的責任は負っていない。さすがに安倍氏には異世界で、手は出さない、いや出せないだろう。

そもそも「戦略特区」のトリックで、政治的に申請までは強引にこぎつけ、入り口までは来た。設置審議会の上位事務局は高等教育局であり、今次的人事異動で安倍色になったといふ。しかし、問題はその先である。ホームページによれば、設置審議会獣医学専門分科会委員は8名で構成されており、全員が大学教授ないしはそれに準じる研究者である。学者でない安倍氏は実質の推進者ではあるが、学者の学問の世界には力のふるいようがない。申請はスタッフの面で認可には程遠い不十分な内容であると見られ、かれが嫌い憎んできた

「學問」の世界の基準で成敗される。「一強」の人間が最も弱い世界で運命が決まる。暑い夏の八月の皮肉である。

●設置審議会のメンバー

8名は公開

肝心の設置審議会委員の顔ぶれはホームページに公開されている。審議会委員は強い権限を持つており、

（とよはた こうすえ／東京都在住、大学教員）

岩国市長の米艦載機移転容認に市民団体が抗議



米海軍厚木基地(神奈川県)から米海兵隊岩国基地(山口県岩国市)への空母艦載機移転について、岩国市の福田良彦市長は6月23日に市議会で、受け入れると表明した。これにたいして、地元の市民団体は同日、市役所前公園で緊急抗議集会をひらいた。福田市長は、市の基本スタンス、国と協議してきた安心・安全対策や地域振興策の達成状況、米軍再編交

付金増額・延長、小中学校の給食費無償化など国への要望事項の対応状況(以上の詳細は前号参照)、市民や議員の意見などを総合的に判断し、艦載機移転を受け入れることにしたと説明。また、「北朝鮮の弾道ミサイルの発射事案などの情勢を考えれば、日米同盟の結束がこれまで以上に重要な時であること」を強調した。

艦載機移転は7月以降に始まり、激しい騒音をまき散らすFA18ステルス戦闘機49機など、パホーネット戦闘攻撃機49機など計61機の移転が来年5月ごろに完了する。移転完了後、岩国基地の所属機は約150機(自衛隊機約30機含む)となり、沖縄の米空軍嘉手納基地の107機を大きく上回り、極東最大の航空基地となる。また、この移転で米兵・軍属とその家族が約3万300人増えて、米軍関係者は約1万300人となり、合併前の旧岩国市の人団体約10万人(岩国市の人団体は約14万人)の約1割にも達する。

福田市長の艦載機受け入れ表明に

たいして、反対派議員は、「治安対策、騒音対策など43項目要望の実質達成率は48%にすぎない」「艦載機が来ないことが騒音や米兵犯罪から市民を守ることにつながる」「市長は米軍普天間基地移設の見通しが立つたと言っているが、県内移設反対は沖縄県民の総意だ。自治権の侵害ではないか」などの意見を述べ、受け入れの撤回を求めた。一方、容認派議員は、「市議会は国防協力都市宣言をしており、市長の容認表明を高く評価する。今後、『基地との共存』に見合う財政支援の拡充を国に求め、小中学校の給食費無料化や、時限立法である米軍再編交付金を、恒久的なものにしてほしい」と述べた。

抗議集会を開催したのは、地元の5市民団体でつくる「異議あり!『基地との共存』市民行動実行員会」で、会報告のあと、岡村寛実行委員長は、「岩国基地の機能強化がこれほど進

んだのは、米軍の世界戦略において全国で一番大事な基地だからで、世界広しといえども、他にはない。今の国にはノーという選択肢はない。岩国市の要望が実現しているのは、米軍がバックでにらみを利かせているからだ。これから岩国市民が米兵の暴力犯罪によりあらゆる面で迫害を受けることになる。米兵の犯罪にたいして日本には裁判権さえない。本当の独立をめざそう」と訴えた。

また、各市民団体の代表は、「11年前の岩国市住民投票で、投票者の9割近くが艦載機移転反対の意思を示した。その民意は今も変わっていないと思う。ただ、国の『アメとムチ』によって民意がねじ曲げられているだけだ。これから先、『こんなはずではなかつた』と多くの市民が憤ると思う。私たちのたたかいはこれからだ。安心・安全、命と引き換えの振興策ならいらない!」などと力強く決意を表明した。地元選出の井原寿加子県議(市民政党「草の根」と共産党の河合喜代県議も参加し、連帯のあいさつをおこなつた。

なお、山口県の村岡嗣政知事も6月30日に県議会で、艦載機の岩国移転容認を表明した。

(編集部M)

艦載機移駐に伴う岩国市の基地外居住問題・再論

本田 博利

1. 岩国市長が要件不充足のまま移駐「容認」表明

裁判闘争に入った。大前提である要件①は決して充足していない(前号の拙論「普天間移設の『見通し』は立っていない」参照)。

本誌が出るころには、米軍岩国基地(山口県岩国市)では米軍厚木基地(神奈川県)から空母艦載機の一番機が飛来し、米軍人・軍属・家族(以下「軍人等」と略)の基地での生活が始まっているかも知れない。

福田良彦岩国市長は6月23日の市議会最終日に、艦載機受け入れの「3点セット」の判断要件①米軍普天間基地(沖縄県)移設の「見通し」が立つたこと、②国に要望した「安心・安全対策43項目」に対して具体的な対策が講じられることが実現すること——のうち、要件③の「ダメ」の満額回答だけで「客観的」「総合的」判断の名のもとに受け入れ「容認」を表明した。しかし、沖縄県の翁長雄志知事は、辺野古新基地建設阻止の固い決意のもとに、工事の差し止めを求めて再度の

市民の騒音や墜落、米兵犯罪、さらにテロやミサイルの標的(ターゲット)になるなどの深刻な不安には何ら答えないまま、岩国市は対米従属の日本政府に迎合・屈服した。確たる検証なしに市民の意向を無視するのは「行政ファシズム」である。

岩国市財政の15%が防衛予算から(2017年度)という異常な国依存は、3・11前の原発立地自治体と同じく国策協力の「金縛り」にあって、国には何も「申し立て」できなくなつた。戦後70年間一貫して「基地の街」であり続けたイワクニは、今後50年、100年先も「基地との共存」(市長のまちづくりスローガン)を強いられることになる。

本稿は、本誌390号の同名の論文の続編である。その後知り得た知見を加え、米軍による犯罪・事故の「諸悪の根源」

である基地外居住者Ⅱ「幽靈」市民の根絶に向けた3つの主張の補強したい。

2. 国は基地外居住者対策にゼロ回答

3. 岩国市は基地外居住者2千人に倍増と推測

無くして、これからどのようにして市民の生活を守る「基地政策」を進めることができるのか聞きたい。

岩国市は、要件②の安心・安全対策43項目について、「達成」(評価)○21、「進展中」(一定の評価)△13、「未達成」(引き続き努力)×9とした。市は、○と△とで8割と、市民感覚からかけ離れた「不甘」の自己評価をしたが、達成していない△と×は半数を上回り、とても合格とは言えない。

市民の関心が高い「基地外居住者の届出制度を創設し、居所の明確化を行うこと」は×である。国は「幽靈」市民である基地外居住者数が1万人を超える、基地外居住者は2千人程度と推測される」との答弁(市議会だより42号)には心底驚いた。

基地外居住者数は、2011年3月末時点の総数5329人中、軍人153人、軍属268人、家族620人、計1041人を最後に公表されていない。市のその後の認識は、「2割程度の方が現時点も基地外に住まわれているというふうなことは想定はできます。」との能天気な議会答弁である。

このたびの基地外居住者が「倍増」しない

2千人に達するという推測は、現在の軍人等の総数6500人(2016年平均、市への米側回答)に厚木から移駐してくる3800人を加えた計約1万人を単純に2割掛けしたもので、筆者の次の主張と真っ向から対立するものである。

【主張2】米軍は、厚木から移駐する軍人等の全員に対しても十分に確保された基地内住宅への居住を義務付け、日本政府はその履行状況を確認して公表すること。

この主張は、①艦載機移駐に伴い建設

された愛宕山住宅262戸及び基地内住

宅792戸、計1054戸は、「米軍再編

関連経費」から支出され全員の入居を前

提とするものである、②基地外居住は、

ムダな空き家を生じるだけでなく、高額

な

住宅手当の支出(日本国民の税金であ

る「思いやり予算」によるもの。水光熱

費も使い放題)という2重の負担となるので認められない、——ためである。市の推測だと、厚木からの軍人等の2割に入らず、基地外に居住することになる。

岩国市は、市民がこれから日常生活において2千人の基地外居住者との「共

住」「混住」を迫られるという事実にあまりにも無頓着ではないか。2千人の明確な根拠(内訳)と、これら「良き隣人」に対する安心・安全の確保のための具体的な方策を早急に示していただきたい。

適に過ごせるので、基地外居住は不要で

4. 愛宕山「基地外基地」は 実質「基地外居住」

愛宕山に建設された米軍高級将校用の家族住宅は、日本国の主権が及ばない「基地外基地」である。基地とは4km離れており、実質「基地外居住」であって、基地外居住問題としての事件・事故の温床であることは言うまでもない。岩国市の推測によれば、愛宕山は軍人や家族約1千人が住む一大団地となる。

この家族住宅は、建物だけで1億円の豪邸である。6月市議会で田村順玄議員(リベラル岩国)は、すべての住宅に地下室(シェルター)が完備されているのではないかと質問した。これに対して市

は、国の回答として「給排水管等の維持・管理用スペース」と答弁した。豊洲市場の地下空間問題でも同様の見解が示された。市は、その真偽を直ちに現地調査すべきである。

ひとつエピソードを紹介する。筆者は、5月5日の岩国基地開放(フレンドシップデー)に、基地北側の新築だらけの生活施設(Family/Food/Lodging/Recreation/Shopping/Service諸機能)

や学校などの建物のプレートをメモしながら歩いた。基地の中に必要な都市機能

に対する安心・安全の確保のための具体的な方策を早急に示していただきたい。

【主張1】岩国市は、改正住民基本台帳法に基づき、基地外居住者に対して市民と同等の「定住外国人」として届け出を

求めること。

あることを確認するためである。

住宅エリアで愛宕山の住宅と同様の仕様と思われる2戸連・2階建ての庭付き

の住宅に見入って写真を撮っていたところ、MP(憲兵隊)の「職務質問」を受け、メモの提出を求められた。「不審者」と思われたらしい。さかんに「目的

(purpose)」を尋ねられた。日本人の警備隊の通訳があり、メモも渡さずに事なきを得たのは2時間後であった。日米地位協定3条の「基地内の合衆国の警護のための排他的管理権」を実体験できた。

米軍が、住宅のセキュリティに神経質になっていることが分かる一例である。

琉球新報社が入手・報道した外務省の門外不出の機密文書『日米地位協定の考え方』によれば、9条(軍隊構成員などの出入国)につき「軍人・軍属は現地除隊などで地位協定の特権・免除を全く受けない一般外国人となる。」との当然の解釈を示している。日本で退役ないし除隊すれば、「軍籍」を離脱するのでIDカード(身分証明書。このカードがなければ基地に入れないので)を返還して地位協定(SOA)上の身分を失い、日本の国内法の全面適用を受けることになる。

軍を退役ないし除隊して、本国に帰らず引き続き岩国に住めば、家族とともに自然岩国市民となる。基地外居住者の中には、次のケースに該当するが、いまだ

「定住外国人」の届出を行っていない者がいるであろうことは、市の担当者も認めている。

①米軍を退役・除隊した軍人・軍属及びその家族

②軍人・軍属の夫(まれに妻)が米国に帰国した家族(行方不明・遺棄のため離婚できない場合もある。沖縄では、米

では現在岩国市には、米国籍の定住外国人は何人いるであろうか。国勢調査2015年10月1日現在によれば、外

国人人口1229人中211人である。

この数字が、基地外の米軍関係者の実態を反映しているかには疑問がある。少なすぎるのではないか。

琉球新報社が入手・報道した外務省の門外不出の機密文書『日米地位協定の考え方』によれば、9条(軍隊構成員などの出入国)につき「軍人・軍属は現地除隊などで地位協定の特権・免除を全く受けない一般外国人となる。」との当然の解釈を示している。日本で退役ないし除隊すれば、「軍籍」を離脱するのでIDカード(身分証明書。このカードがなければ基地に入れないので)を返還して地位協定(SOA)上の身分を失い、日本の国内法の全面適用を受けることになる。

軍を退役ないし除隊して、本国に帰らず引き続き岩国に住めば、家族とともに自然岩国市民となる。基地外居住者の中には、次のケースに該当するが、いまだ「定住外国人」の届出を行っていない者がいるであろうことは、市の担当者も認めている。

①米軍を退役・除隊した軍人・軍属及びその家族

②軍人・軍属の夫(まれに妻)が米国に帰国した家族(行方不明・遺棄のため離婚できない場合もある。沖縄では、米

国籍父と日本国籍母を持つ「国際児」「無国籍児」が数千人いるとみられている。③軍人・軍属の夫(まれに妻)が米国以外の基地に異動(通常3年ごとした家族月)を受けた「軍属の範囲縮小」で軍属でなくなった者(運用改善)これにより中国新聞社説「地位協定 根本から見直せ」参照。沖縄の殺人犯は、新しい基準では軍属でなくなる。

宮西香穂里『沖縄軍人妻の研究』によれば、沖縄の軍人の妻は、夫が20年以上勤めて「退役」(さらに30~35年以上勤める幹部の下士官、将校は少数の例外)して「軍属」(シビリアン、基地内で働く民間アメリカ人)となり、退職後は沖縄にずっといてほしいという人が多い。安定した収入と保障が得られるためである。しかし、軍属の仕事を見つけるのは非常に難しく、軍以外の民間の仕事に就く者も多い。また、4年ないし8年の勤務だけで「除隊」し、民間の仕事に就いて妻とともに沖縄で暮らす者も多くいる。もちろん、妻子を連れて本国に帰る者もいる。

岩国でも事情はさほど異ならないと考えられる。軍の構成員の証しである「IDカード」を持たない基地外居住者が、一定程度存在しているものと思われる。

このほかの問題として、岩国市内には自動車税が5分の1に減免されるYナンバー車両が2103台、A(軽)ナンバー車両が530台(軍人等が日本国内で購入した私有車両)問題があるが、基地外居住者の中には軍籍を離れてもこの「特典」を受けているものがいるのではないか(沖縄での不正事例として琉球新報社『検証「地位協定」 日米不平等の潮流』参照)。

211人の米国籍の定住外国人は、もちろん米軍関係者でない民間人が多数であらうが、市が国に要望した「基地居住者の居所の明確化」を、国の対応を待つ



岩国基地内の新築なった米軍住宅(筆者提供)

れば、沖縄の軍人の妻は、夫が20年以上勤めて「退役」(さらに30~35年以上勤める幹部の下士官、将校は少数の例外)して「軍属」(シビリアン、基地内で働く民間アメリカ人)となり、退職後は沖縄にずっといてほしいという人が多い。安定した収入と保障が得られるためである。しかし、軍属の仕事を見つけるのは非常に難しく、軍以外の民間の仕事に就く者も多い。また、4年ないし8年の勤務だけで「除隊」し、民間の仕事に就いて妻とともに沖縄で暮らす者も多くいる。もちろん、妻子を連れて本国に帰る者もいる。

岩国でも事情はさほど異ならないと考えられる。軍の構成員の証しである「IDカード」を持たない基地外居住者が、一定程度存在しているものと思われる。

このほかの問題として、岩国市内には自動車税が5分の1に減免されるYナンバー車両が2103台、A(軽)ナンバー車両が530台(軍人等が日本国内で購入した私有車両)問題があるが、基地外居住者の中には軍籍を離れてもこの「特典」を受けているものがいるのではないか(沖縄での不正事例として琉球新報社『検証「地位協定」 日米不平等の潮流』参照)。

211人の米国籍の定住外国人は、もちろん米軍関係者でない民間人が多数であらうが、市が国に要望した「基地居住者の居所の明確化」を、国の対応を待つ

ことなく独自に実施すれば、先述の①、④に該当するケースをはじめとして、この数字は大きく膨らむであろう。ちなみにも沖縄県の北谷町は2008年に実態調査を行い、Yナンバー車両の有無、米軍放送アンテナ設置の有無、英語によるゴミ集積場の有無を目安に基地外居住か否かを判断して1644世帯もいることが判明した。岩国市も北谷町を是非見習つて、「幽靈市民の『正体』に迫ってほしい」。

ことなく独自に実施すれば、先述の①、④に該当するケースをはじめとして、この数字は大きく膨らむであろう。ちなみに米軍において、2009年の方針転換を受けた基地外居住の禁止が劇的に実現したのは、8千人が駐留する青森県の三沢基地である。毎日新聞青森版によれば、2009年には基地内に2千戸の空き家が生じたので、「原則として基地外での居住を禁止」する方針を打ち出した。これにより基地外の米軍向け住宅は2010年時点で1500~1600戸あつたが、2016年4月には459戸(実際の入居は319戸)に減った。米軍向け住宅の庭の草は伸び放題になっている。

基地外居住者ゼロに向けた抜本的な解決策として、軍人等全員の基地内住宅への居住義務付けを主張した。

【主張3】米軍は、今後岩国基地に赴任する軍人等に対し、基地内の空き住宅への居住を義務付け、最終的には基地外居住者をゼロとすること。

これは、既に事例が存在する。先ず沖縄においては、米軍が2009年に基地外居住の「許可基準」を次のとおり定めて公表している。ただ、日本政府の過度の「思いやり予算」によって守られていないだけである。

「在沖米軍は、家族を伴い沖縄に配属される軍人・軍属を対象に基地内での居住を義務付ける方針を決めた。家族住宅についての方針変更は米国務省の経費

節約の一環。基地内の住宅入居率95%を目標にする。」

米軍において、2009年の方針転換を受けた基地外居住の禁止が劇的に実現したのは、8千人が駐留する青森県の三沢基地である。毎日新聞青森版によれば、2009年には基地内に2千戸の空き家が生じたので、「原則として基地外での居住を禁止」する方針を打ち出した。これにより基地外の米軍向け住宅は2010年時点で1500~1600戸あつたが、2016年4月には459戸(実際の入居は319戸)に減った。米軍向け住宅の庭の草は伸び放題になっている。

岩国市に基地内の「住宅の戸数及びうち空き家数」を情報公開請求したところ、「市として必要としておらず」不存在、つまり入手していないとされた。三沢基地とは大違いである。市には、三沢基地の事例を見習つて、2千人と推測した基地外居住者の解消「ゼロ」に向けて大きく舵を切り、米軍に「方針転換」を強く迫ることを求めたい。

おわりに、岩国における基地外居住問題は、まさにこれから「露出」していく。「基地があるゆえ」の事件・事故の犠牲者が出てから泥縄式に安全・安心の対策を講じるのではなく、「人柱行政」であり、断じて許されない。

(ほんだ
ひろかず)

元愛媛大学教授

沖縄ツアーに参加して

湯元一裕

6月22日から25日まで沖縄を訪問した。ツアーワーク企画・同行していただいた「ピースリンク広島・呉・岩国」の新田秀樹さんには感謝したい。

23日、沖縄戦の犠牲者を追悼する「慰靈の日」、私たちは糸満市米須の「魂魄の塔」にいた。1946年沖縄で住民が最初に建立した慰靈碑。

しかし、当時、遺骨収集活動は反米活動とみられていた。だが、碑文によればこの日は敵味方なく祀つたと。また「ひめゆりの塔」などのルーツであると刻まれている。

12時、慰靈碑前には約100名の参列者、時報に合わせ黙とうをした。鎮魂と不戦の祈りに訪れる参列者は、そのあとも途切れなかつた。花を手向ける参列は杖を手にした、また車いすに乗つたおじいやおばあを先頭に、あとを子・孫・ひ孫とつづく。一家族10名近くにも思える。そんな家族が何組も何組も通り過ぎていく。広島の原爆慰靈祭と違う光景に思えた。同行の新田さんに尋ねると「親

戚が墓前に集まり先祖供養し、みんなでごちそうを食べる『シーミー(清明祭)』風習という強い絆」。それが広島との違いなんだ。

若者の一団が故瀬長亀次郎(元衆院議員)の「不屈」をプリントしたTシャツで参列する姿が頗もしく思えた。糸満市摩文仁の平和公園の様子が気になつていて、そこには、携帯電話を片手にした女性の「アベって逃げよう」という大きな声が耳に入る。

国道58号に沿つて右手に米空軍嘉手納基地だが、時々途切れる目隠しの樹木から駐機場や建物が見え隠れするだけで、ほとんど中は窺えない。返還された領土に建つ「道の駅かな」の展望場から嘉手納基地を見る。東京ドームの425倍とは聞いていたが、実際見ると溜息が出る。眼下、左右の端から端まで180度、正面は雲が地平線まで垂れ下がり地平線を這うのが基地だ。

24日、出発前に昨日の平和公園の

様子が気になり新聞を手にした。安倍首相があいさつに立つ際、会場外から「戦争屋! 帰れ!」のヤジ。途中退席する人。首相の基地負担軽減の空疎な言葉には、「聞いていて虚しい」「うわべだけ」「うそにしか聞こえない」参列者の声(琉球新報より)。9時前に名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブゲートに到着。辺野古の古新基地建設の埋め立てに向けてダンプカーなどの工事車両がゲートを通るのは、9時・12時・15時。私たちも、ゲート前で警察車両を取り囲み新基地反対の座り込みを始めた。参加者数約250名、他県からの参加者も多い。一番心に残つたのは、6月2日ゲート前で抗議中、機動隊員に排除された際に頭蓋骨骨折し入院(2週間)していた中村淑子さんが、退院後初めてゲート前を訪れ、「これからも闘っていく」と元気な姿で決意を述べられたこと。夫の吉且さんは「國家権力の暴力による表現の自由の圧殺は許せない。大変だけど、気を付けて」と激励をいただいた。

10時30分、辺野古漁協西側の座り込みテント村に向かった。辺野古テント村の海岸で、沖縄に来て初めて

い」と思った。その後、瀬戸内海で抗議集会に参加した。残念ながら到着したときは、帰りのバスが4、5台で移動中。それでも、まだ浜に残っていた約50人の支援者と共に新基地反対行動のカヌー艇22隻と抗議艇4隻に声援を送った。

辺野古・高江の鬨はこれから、何十年にもなるかもしれない。「魂魄の塔」で出合つた孫・ひ孫たちが「鎮魂と不戦」を祈つたように、瀬戸の浜で見つけた幼き保育園児の決意の手形の立て看板には、「しぜんをこわさないで」の文字を囲むように、「守るもの」として「赤の手形は『命もどう宝』の心か、緑の手形は『やんばる』の森か、青い手形は『辺野古の海か、黒の手形は『不屈』か」。頼もし幼稚との出会いと立て看板に展望を感じさせられた。その意味では何よりの旅であった。ただ、教師であつた筆者は忘れない。先輩教師から「戦争は最大の差別だ」「それを知つたお前は何をするのか」「何もないことは加担者だ」と指摘されたことを。今一度「沖縄」と「広島」の関係を学習し再度、沖縄を訪れたことを。(ゆもと かずひろ/広島市在住、元高校教師)

『風の輝く朝に』

レオン・ポーチ監督

評者 鈴木右文

「風の輝く朝に」（一九九〇）は一九八四年製作の香港英國合作で、一九四一年の日本軍による香港侵攻を背景に、若者の三角関係を描いた作品である。

事業家の娘は見合いを断り、ある不良少年と良い仲である。そこへ外国への脱出に失敗した青年が転がり込み、友情と三角関係が芽生える。

当時英國軍のいる英國領香港に対し日本軍が侵攻、脱英日本化政策を推し進めた。中国本土へ移動する多くの住民、資本家階級への復讐や略奪を行う庶民、通りの日本語名や日本本の慣習を押し付ける日本軍、日本軍にへつらう香港人とそれを苦々しく思う香港人との対立、懷柔されない者には容赦なく死を与える日本軍の狂気、日本軍の配給に頼らざるを得ない人々など、混乱する香港の経済と人々の暮らしを描く。三人の生活も無法状態の中でからうじて命を繋げる有様であり、青年は少年を救

うために日本軍に寝返った香港人を殺し、娘に邪心を抱く日本軍将校を殺し、娘と少年を海外脱出し導き、それを止めた日本軍の舟艇に乗り移つて自爆し一人を救つた。

見た目は青春映画だが、耳に爆竹を入れて爆発させて楽しむなど狂気の世界が延々と映し出され、日本軍への抵抗こそが本題ではないかと感じた。評論家前田秀一郎氏によると、実は港返還を前に、香港が抱える中国への香港への不安の思いを込めていくつもの芸術作品のひとつという。

受講者たちの中には香港にも日本軍が侵攻したということをよく知らない者も多く、本誌前号の朝鮮半島同様日本化政策にはショックを受け

△編集後記

▼（お知らせ）前回「順延」のお知らせをしていました。「トランプ砲艦外交が生み出す「触即発の危機（下）」ですが、掲載は一旦、中止します。

アメリカにトランプ政権が登場し、4月に、予期せぬシリア・ミサイル攻撃をおこなった時、「核・ミサイル」開発を加速させる北朝鮮への米軍の武力攻撃が懸念されました。勿論、その後も、「ICBM」発射実験や、

中国・ロシアとの関係などで北朝鮮をめぐる情勢に変化は兆しているものの、まだ局面を転換させるような、重大な変化は起きていません。「……

大好きな変化が現れ始めた段階で、改めて掲載します。

▼今号のメインタイトルは「都議選歴史的大惨敗の首相、改憲は諦めず」としました。「落ちない支持率」を背景に、まさに「やりたい放題」の感

が、映画の授業を協同している映画評論家前田秀一郎氏によると、実は港返還を前に、香港が抱える中国への香港への不安の思いを込めていくつもの芸術作品のひとつという。

受講者たちの中には香港にも日本軍が侵攻したということをよく知らない者も多く、本誌前号の朝鮮半島同様日本化政策にはショックを受け

用した都議選自民党応援演説、それを「問題なし」と擁護する首相や官房長官——、以前の内閣なら何度も吹き飛んだかわからない重大な失態を

「乗り越えた」という勘違いなのでしょう、「今回も大丈夫」と高を括っていた感がありました。それが、あ

つという間の10%以上の支持率下落。不支持が支持を上回る事態となつたのです。「ようやく……」という実感ですが、「これまで一息」というわけにはいきません。それでもなお40%

前後の支持率を保持しているからです。しかも、首相の「改憲への執念」に収まる気配はありません。油断は厳に禁物です。

（編集部N）

反戦情報編集部代表：永田信男
〒753-0212 山口市下小鰐283-6-9

(T/F) 083-929-3674

山口連絡所
(T/F) 083-902-3030
広島連絡所
(T/F) 082-233-7322

福岡連絡所
(T/F) 092-292-8521
郵便振替口座

01520-5-12786

加入者名 反戦情報

銀行口座
福岡銀行箱崎支店
普通預金
加入者名 永田信男
E-mail:hansen-jp@crest.ocn.ne.jp

（すずき ゆうぶん／九州大学
言語文化研究院教員）

言語文化研究院教員
（すずき ゆうぶん／九州大学
言語文化研究院教員）

（すずき ゆうぶん／九州大学
言語文化研究院教員）

